

〈史料紹介〉

訳注日本文徳天皇実録 (二)

日本文徳天皇実録巻第一 起嘉祥三年三月尽六月

● 四月己酉 (二日)

【書き下し】

夏四月己酉。公卿上啓して曰く、①窃かにおもんみるに、②万物は自ら化すこと能わず、大匠を資いて以て陶鈞す。億兆は自ら治むること能わず、元首の司牧を頼みとす。③一時位を曠しくせば、則ち九服所以に徊徨す。一日政無くんば、則ち万機其れに由り擁塞す。④是を以て姫王は統を續ぎ、⑤冕を宅憂の初めに戴く。⑥漢帝は乾に乗り、位を殂落の夕に正す。通行滞らず、万代の舟車となる。觀望相依りて、百王の戸牖といえるなり。⑦大行聖帝、明らけく日月を齊え、道く乾坤を括る。⑧崇徳は笙鏞に叶い、体政は俎豆に存ず。⑨七十二帝、彼復た何人や。⑩三五六経、本より声教に慙ず。遂に乃昔以来の礼典旧章を攬り、其の利病の端を察し、方今の代に参る。遺制に云わく、皇太子棺前において皇帝の位に即くは、⑪一らに周・漢の故事に依るべし、と。伏して惟れば、殿下、深仁を性に植

え、純孝を心に因む。⑫寝門に豎を問ひ、愛敬の誠を竭くす。⑬馳道に虔を申し、温恭の礼を尽くす。臣子の道を克く宣べ、天人の望みを允に集う。宜しく聖旨を肅奉し、茲の時来に属し、⑭南面の尊高に居し、北辰の大宝に応ずべし。⑮而して偏に罔極の至哀を纏い、情を割き以て礼に就くを忍ばす。旬を渡り月を踰え、以て今日に至る。⑯臣等顛顛として深く未だ達せざる所なり。⑰況んや先帝已に遺勅有りて、孝善く父志を述ぶ。何ぞ匹夫の情孝に拘り、万乗の典章を欠くることを得んや。⑱謹んで案ずるに春秋の例に人君の即位は四有り。初喪に即位するは一なり。既葬に即位するは二なり。年を踰えて即位するは三なり。三年の諒闇終りて即位するは四なり。殿下已に初喪に在りて制を忘る。宜しく既葬を追って儀を示し、⑲上は七廟の靈を承り、下は万民の望みを定むべし。臣等自ら旧恩丘山に負い、⑳新主を堯・舜に致るを思う。㉑慙歎の至りに任えず、謹んで奉啓し以て勸進す、と。令して曰く、遺詔有りと雖も、既に旬月を踰ゆ。況んや亦た陵土未だ乾かず、正に即くに忍ばざりて聴さ

告 井 幸 男
木 本 久 子
中 村 みどり
林 原 由美子

ず、と。

② 従五位下源朝臣愜・③ 従五位下橘朝臣信蔭等を侍従となす。④ 従五位下御春朝臣真浜を近江権介となす。⑤ 従五位下清原真人秋雄を但馬介となす。左兵衛佐は故の如し。⑥ 従五位下紀朝臣最弟を因幡権介となす。右兵衛佐は故の如し。⑦ 従五位下橘朝臣常蔭を讃岐権介となす。⑧ 正五位下橘朝臣真直を阿波守となす。⑨ 従五位下坂上大宿禰貞守を左近衛少将となす。⑩ 従五位下小野朝臣千株を右近衛少将となす。⑪ 従五位下源朝臣興を左兵衛権佐となす。⑫ 従五位上藤原朝臣良仁を右兵衛権佐となす。

⑬ 大宰帥三品葛井親王薨す。親王は、⑭ 桓武天皇第十二子なり。母は⑮ 大納言贈正二位坂上大宿禰田村麻呂の娘、⑯ 従四位下春子なり。親王幼くして機警。⑰ 年六歳、勅して帯剣を賜う。弘仁十年、爵四品を賜り、兵部卿を拜す。⑱ 天長三年、上野太守となり、承和七年、常陸太守となる。八年、爵三品に進む。⑲ 親王頗る射芸を善くす。外家大納言の遺風有り。⑳ 嘗て嵯峨天皇豊楽院に御し、以て射礼を觀る。畢りて後、諸親王及び群臣に勅して、各々次を以て射る。親王時に年十二。天皇、親王に戲語して曰く、弟少弱と雖も、まさに弓矢を執るべし、と。親王詔に応じて起つ。再発再中。時に外祖父田村麻呂も亦た侍坐す。驚動喜躍し、自ら已むこと能わず。即便ち起座して親王を抱きて舞う。進みて曰く、臣嘗て数十万の衆を將いて、東夷を征討す。実に天威に頼り、向かう所敵無し。自料、勇略兵術究まらざる所多し。今親王の年齠齔に在りて、武伎此の如し。愚臣の能く及ぶ所にあらず、と。天皇大咲して曰く、將軍の外孫を褒揚すること、何ぞ甚だ過多や、と。親王声楽を耽愛し、殊に

糸管を翫る。晩年は酒を好み、志は謙楽に在り。累日連夜、淵酔に疲れを忘る。嘉祥三年、大宰帥となる。薨時、年五十一。① 朝廷旧典に因循して、監喪使等を遣わす。② 親王子二十余人有り。

③ 是の日、公卿僉議して先皇七七日の御齋会司を定む。中納言従三位源朝臣弘・参議宮内卿従四位上滋野朝臣貞主・④ 参議右大弁従四位上藤原朝臣良相・参議従四位下式部大輔伴宿禰善男・散位従四位上源朝臣生・従四位下木工頭興世朝臣書主・⑤ 右少弁従五位上橘朝臣海雄・⑥ 散位従五位下藤原朝臣菅雄等、六位已下三人を御齋会行事となす。⑦ 図書頭従五位下橘朝臣高成・⑧ 左衛門佐従五位下紀朝臣道茂等、六位一人を⑨ 造仏司となす。⑩ 左京大夫従四位上正行王・⑪ 雅楽頭従五位下藤原朝臣貞敏・⑫ 侍従従五位下橘朝臣信蔭等、六位已下四人を⑬ 莊嚴堂司となす。彈正大弼従四位下清原真人長田・⑭ 治部大輔従五位上坂上大宿禰正野・⑮ 散位従五位上丹墀真人門成等、六位已下三人を⑯ 供僧司となす。

【現代語訳】

夏四月二日。公卿が皇太子に申し上げて言うに、「私に考えてみるに、万物は自ら起こることができないため、優れた工人の技術によって陶鈞となる。万民は自ら治めることができないため、元首が養い司ることを頼みとするのである。一時でも皇位を空ければ、国内外の人々はそのために彷徨うことになる。一日でも政事が無ければ、万機はそれにより滞ることになる。そこで周王姫氏は統を継ぐのに、天子は諒闇の初めに冠を戴き、漢の皇帝も代々、王位を崩御の後すぐに継いだ。これにより王位は滞ることなく、永遠に続く船

車の列のようであった。これは事由を見渡す助けとなり、代々の王の門戸となったという。大行天皇は、賢明に自然の摂理に従い、あまねく天地を束ね、崇い徳は東から西まで全国に及び、政事の有様は礼法に適うものとなっている。七十二帝の、どれほどのものか。

三五六経も、もとより天子の教化の徳に恥じるものである。遂に昔からの礼典の旧法を続べ、その良きと悪きの本源を明らかにし、現今の代となったのである。(先帝の) 遺言には、『皇太子が棺の前で即位するのは、周・漢の故事によるべきだ』とある。謹んで考えるに、殿下は、生まれながらに仁愛が深く、孝行心が厚い。宮門で内豎に(先帝の安否を) 問い、この上なく敬った。馳道に敬意を払い、慎み深く礼を尽くした。臣や子としての道をよく理解し、天と人の望みに適った。謹んで先帝の遺言をうけ、この時機に、即位するべきである。それにもかかわらず殿下はひたすらに限りなく哀しみ、情を割いて礼に従うことをやめない。時が経ち、今日に至っている。私たちは(殿下のお考えが) あまりにも恐れ多く深く理解できない。まして先帝は既に遺勅をのこしており、孝行とはよく父の遺志を継ぐことである。庶民の孝心にこたわり、天子の典章を損なってはならない。謹んで調べるに、春秋の例では人君の即位には四例ある。一つ目は、先帝の崩御から葬送を終えるまでの間に即位することである。二つ目は、陵に葬った後に即位することである。三つ目は、先帝崩御の後に年が明けてから即位することである。四つ目は、三年の諒闇を終えた後に即位することである。殿下は初喪の最中であり、(初喪に即位せよという) 先帝の遺言を疎かにしている。既葬の時期には即位し、上は皇祖からの、下は人民までの承認を受ける

べきである。私たちは先帝から多大な恩を受けているので、新帝を堯・舜のような名君にしたい。そこで、真心をもって謹んで申し上げ、即位を請う」と。(皇太子は) それに答えて、「先帝の遺言があるといっても、既に時間が経っている。ましてやまだ陵の土は乾いておらず、即位することは我慢がならないので、許可しない」と。

従五位下源朝臣愜・従五位下橘朝臣信蔭等を侍従とした。従五位下御春朝臣真浜を近江権介とした。従五位下清原真人秋雄を但馬介とした。左兵衛佐は元のままである。従五位下紀朝臣最弟を因幡権介とした。右兵衛佐は元のままである。従五位下橘朝臣常蔭を讃岐権介とした。正五位下橘朝臣真直を阿波守とした。従五位下坂上大宿禰貞守を左近衛少将とした。従五位下小野朝臣千株を右近衛少将とした。従五位下源朝臣興を左兵衛権佐とした。従五位上藤原朝臣良仁を右兵衛権佐とした。

大宰帥三品葛井親王が薨去した。親王は桓武の第十二子である。母は大納言贈正二位坂上大宿禰田村麻呂の娘で、従四位下の春子で、ある。親王は幼い時から機知があつて賢く、六歳の時には勅によって帯剣を許された。弘仁十年(八一九)には四品を賜り、兵部卿となった。天長三年(八二六)に上野太守、承和七年(八四〇)に常陸太守となり、同八年に三品を賜った。親王は射芸を大変得意としていた。外祖父の田村麻呂から受け継いだ資質である。以前、嵯峨は豊楽院に出御し、射礼を観覧した際、行事が終わった後で、親王や群臣にそれぞれ順次射るよう命じた。その時親王は十二歳であった。天皇は親王に、「弟よ、まだ幼いが弓矢を執つて射てみよう」と

戯れて言った。親王がそれに応じて射ると、矢を全て命中させた。その場には田村麻呂も近侍しており、大変驚き喜び躍った。それは自制することができない程で、親王を抱いて舞い躍り、天皇に言ったことには、「私はかつて数十万の兵を率いて蝦夷を征討した。天皇の威光により向かう所に敵無しという状況であったが、自分自身の勇氣と知略・兵術には不足しているものが多くあった。親王はこの幼さにして武術はこの通りである。私の能力などは到底及ばない」と。天皇は大笑いし、「將軍（田村麻呂）の褒め方は全く以て行き過ぎだ」と言った。親王は音楽を好み、特に琴や笛を嗜んだ。晩年には酒を好み、志は宴席にあり、連日連夜の酒宴に疲れを忘れた。嘉祥三年（八五〇）、大宰帥となった。薨じた時は五十一歳であった。朝廷は旧典に則って、監喪使等を送った。親王の子は二十人余りいる。

この日、公卿が評議して先帝（仁明）の四十九日の御齋会司を定めた。中納言従三位源朝臣弘・参議宮内卿従四位上滋野朝臣貞主・参議右大弁従四位上藤原朝臣良相・参議従四位下式部大輔伴宿禰善男・散位従四位上源朝臣生・従四位下木工頭興世朝臣書主・右少弁従五位上橘朝臣海雄・散位従五位下藤原朝臣菅雄などと六位以下三人を、御齋会行事とした。凶書頭従五位下橘朝臣高成・左衛門佐従五位下紀朝臣道茂などと六位一人を、造仏司とした。左京大夫従四位上正行王・雅楽頭従五位下藤原朝臣貞敏・侍従従五位下橘朝臣信蔭などと六位以下四人を、莊嚴堂司とした。彈正大弼従四位下清原真人長田・治部大輔従五位上坂上大宿禰正野・散位従五位上丹墀真人門成などと六位以下三人を、供僧司とした。

【注釈】

- ① 窃かにおもんみるに 「窃以」は、善導大師（六一三―八一）の名著『観経疏』（『観無量寿経』注釈書）第一帖玄義分の冒頭にて、「自らの思慮を超えた物事を、私なりに考えてみる」という意味で用いられている。本日条では皇太子（文徳）に臣が上啓するに当たつての謙讓表現として用いられているものと思われる。
- ② 万物は自ら化すこと能わず… 万物は自力で物をめぐらすことができないために工匠が必要であること。万民は自ら統治することが必要であることを説くための例えである。
- ③ 一時位を曠しくせば… 天皇が不在となれば国内は不安定となり、政事がおこなわれなければすべての物事が滞る、との意。九服とは中国周代（前一〇四六―前二五五）の制で、王城を中心にした五百里四方（王畿・国畿）の外周におかれた、臣が封じられた九つの領域を指す。服とは服従の意であり、すなわち九服とは周王朝の支配領域と捉えることができ、転じて本日条では天皇の支配する国土・諸国、つまり国内のすべてを指すものと捉えた。
- ④ 是を以て姫王は統を續ぎ 姫は中国周の王の姓。前王朝殷（前十六世紀―前一〇二八頃）に服属・朝貢していたが、暴虐を募らせた第三十代帝王帝辛（紂王）を西伯（文王）の子武王が討ち建国。武王は殷の神権政治を脱し、封建国家を築き、王者の範、開国の英主と称された。
- ⑤ 冕を宅憂の初めに戴く 「冕」は天子の冠。「宅憂」は諒闇を意味する。すなわち、天子が崩御した直後に王位（皇位）に即くこと

をいう。

⑥漢帝は乾に乗り：「乾に乗る」は天子になること。漢（前二〇二—二二〇）は前王朝秦の滅亡後、漢王劉邦の全国統一により建国。注釈⑤と同じく、先帝が崩御した後、すぐに即位すべきとする例え。

⑦大行聖帝 「大行」は、まだ諡されていない間の崩御した天子の称。本日条では仁明を指す。

⑧崇徳は笙鏞に叶え：「笙鏞」はそれぞれ楽器の種類。一説に、笙は楽堂の東方に置き、鏞は西方に置く楽器とされることから、東の端から西の端、転じて全国との意に取った。「俎豆」は中国の祭器。転じて礼法・祭式のこと。

⑨七十二帝 『文選』符命類、封禪文には「繼韶夏、崇号諡略可道者、七十有二君。罔若淑而不昌、疇逆失而能存（立派な徳を受け継いで、高き称号を贈られた者で、称するに足るものは、七十二の君がいる。これで見れば、善にしたがった者で栄えることのないものではなく、正しからぬ行為によって誰も長らえることは出来ないものである）」（竹田晃『新釈漢文大系九三 文選（文章篇）下』参考）とある。また『史記』封禪書によると、七十二帝とは始皇帝以前に泰山で封禪という即位式をおこなった伝説上の古代帝王のことを言うとし、「而孔子論述六芸、伝略言易姓而王、封泰山、禪乎梁父者、七十余王矣。其俎豆之礼不章（孔子が六芸を論述し、伝を作つて略して言うには、前王を倒して姓を易えて王となつて、泰山を封じ、梁父山で禪の祭りをした者が七十余人も有つたが、俎豆の礼のことは明らかではない、と）」（吉田賢抗

『新釈漢文大系四一、史記四（八書）』参考）とある。

⑩三五六経：『文選』符命類、封禪文に「軒轅之前、遐哉邈乎、其詳不可得聞已。五三六経、戴籍之伝、維風可觀也（黄帝の、その昔のことは、遙か彼方のこと、その詳細を知ることには出来はしない。五帝と三王のことを記した六経や、書籍の記載に伝えることによつて、その様子を知ることができるのである）」（注釈⑨竹田晃前掲書参考）とある。五帝とは黄帝・顓頊・帝嚳・堯・舜、三王は夏禹・商湯・周文王武王（同書劇秦美新項注参考）のこと。吉田賢抗『新釈漢文大系三八、史記一（本紀）』三皇本紀の語釈では、三皇について「ここでは、庖犧氏・神農氏・女媧氏であるが、異説がある。或は伏羲・神農・黄帝といい、或は天皇・地皇・人皇といい、或は燧皇・犧皇・農皇といい、太古悠久のことで決定しがたい」とする。「声教」（威声文教）は天子が人民を教え導く徳のこと。

⑪一らに周・漢の故事に依るべし 周・漢の故事とは、先王崩御の後、時を置かず王位に即いていたことを指す。注釈⑤⑥参照。

⑫寢門に豎を問い：寢門（路門）は、路寝の正門。路寝とは『春秋公羊伝』莊公三十二年に「八月癸亥、公薨于路寝。路寝者何。正寝也」とあることから君主の正殿を指す。『礼記』文王世子には「文王之為世子、朝於王季、日三。鷄初鳴而衣服、至於寢門外、問内豎之御者曰、今日安否何如。内豎曰、安。文王乃喜。及日中」とある。文王は皇太子の時、父王季の安否を日に三度寢門の内豎に尋ねた。子としての礼を尽くす例である。

⑬馳道に虔を申し：馳道とは皇帝しか通ることができない道。

『漢書』成帝紀に「帝為太子。壯好經書、寬博謹慎。初居桂宮、上嘗急召、太子出龍樓門、不敢絕馳道、西至直城門、得絕乃度、還入作室門」とある。成帝は皇太子の時に父元帝の呼び出しに、馳道を横切らないように遠回りしたため遅れた。臣としての礼を尽くす例である。なお、杜甫（七一二—七〇）の詩「洗兵馬」には「鶴禁通宵鳳輦備、鷄鳴問寢龍樓曉」の一節がある。これは注釈⑫及び本注の話を元にしてしている。

⑭南面の尊高に居し：天子の座が南を向いていたことから、ここでの南面の尊高は天皇の位を指す。同じく、北極星が多くの星々の中心であり、『易経』繫辭伝に「聖人之大宝曰位」とあることから、北辰の大宝は天皇の位を指す。

⑮而して偏に罔極の至哀を纏い：罔極は『詩経』小雅蓼莪に「欲報之徳、昊天罔極」とみえる。父母の恩徳に報いようにも、大空のように果てしなく報いきれないという文脈で用いられている。

⑯臣等顛顛として深く未だ達せざる所なり 『梁書』武帝上に「二月辛酉、府僚重請曰、近以朝命纒策、冒奏丹誠、奉被還令、未蒙虚受、搢紳顛顛、深所未達（後略）」とある。搢紳は、官位の高い者を指す。顛顛は、『詩経集伝』卷阿に「顛顛（魚容反）印印（五岡反）、（中略）豈弟君子、四方為綱。（賦也。顛顛印印、尊嚴也）」とある。

⑰況んや先帝已に遺勅有りて：遺勅の内容は「皇太子は棺前即位をするべき」という内容。また、『礼記』中庸に「子曰、武王、周公、其達孝矣乎。夫孝者、善繼人之志、善述人之事者也（後略）」とある。

⑱謹んで案ずるに：具体的な春秋の例は不詳。『春秋公羊伝』文公九年春には「踰年矣、何以謂之未君。即位矣、而未称王也。未称王、何以知其即位。」^①以諸侯之踰年即位、亦知天子之踰年即位也。^②以天子三年然後称王、亦知諸侯於其封内三年称子也。踰年

称公矣、則曷為於其封内三年称子。縁民臣之心、不可一日無君、縁終始之義、一年不二君、不可曠年無君、縁孝子之心、則三年不忍当也」とある。①では、崩御の年が明けた時点での即位を述べ、本日条の踰年即位を指すと考えられる。②では、服喪期間の三年にわたって王と称さず、三年の後に即位することを述べる。本日条の諒闇三年が終わった後の即位を指すと考えられる。後漢の『白虎通徳論』爵には「天子大斂之後称王者、明士不可一日無君也」とあり、大斂すなわち棺に遺体をおさめた時点での即位の段階を述べる。本日条の初喪の即位を指すと考えられる。これが棺前即位である。また、唐の『礼記正義』には「又准《左伝》之義、諸侯薨而嗣子即位、凡有三時、一是始喪、即適子之位。二是逾年正月、即一国正君臣之位。三是除喪而見於天子、天子命之、嗣列為諸侯之位」と、三段階の即位について述べる。最後に春秋の例ではないが、南宋の『儀礼経伝通解』には「顧命案、嗣君即位之礼、以伝記考之、其别有四。有正嗣子之位、始死是也。有正継体之位、殯後是也。有正改元之位、踰年是也。有正踐阼之位、三年之喪畢是也。今成王初崩、迎子釗入翼室、恤宅宗、正嗣子之位也」と、四段階の即位を述べている。

⑲上は七廟の靈を承り 七廟は、ここでは天皇の祖先を指す。『礼記』王制に「天子七廟、三昭三穆、与太祖之廟而七」とあり、中

国では天子は七代の祖先を祀っていた。

⑳新主を堯・舜に致るを思ふ 堯・舜は、中国古代で徳をもって天下を治めた伝説的な君主の二人。

㉑慳欸の至りに任えず 慳と欸はともに真心の意。『芸文類聚』梁武帝の「梁任昉為百辟勸進」に、「近以朝命蘊崇、冒奏丹誠（中略）某等不達通變、実有愚誠、不任慳欸、棘心重謁、伏願特膺典策、式副民望」とみえ、奏文などの結びの定型文である。

㉒従五位下源朝臣愷（生没年不詳）承和十五年（八四八）正月七日に従五位下となり、本日条に至る。『尊卑』に源信（嵯峨源氏）の子とみえる源叶か。

㉓従五位下橘朝臣信隆（？―八八〇）経仁の父。本日条が初見。

㉔従五位下御春朝臣真浜（生没年不詳）浜主の子。嘉祥二年（八四九）正月七日に従五位下となり、本日条に至る。

㉕従五位下清原真人秋雄（八二二―七四）夏野の四男。射芸にすぐれ、強弓をひく。承和元年（八三四）四月二十一日に夏野造營の双岡山莊に嵯峨が御幸した際、従五位下を授かる。同年十一月十九日侍従となる。同四年の承和の変では、大枝道（山城と丹波の国境）を守った。同十三年七月十七日に左兵衛佐となり、本日条に至る。三十九歳。

㉖従五位下紀朝臣最弟（七九五―八五二）木津魚の十一男。承和十二年（八四五）正月七日に従五位下、同十三年五月二十三日に右兵衛佐となり、本日条に至る。五十六歳。

㉗従五位下橘朝臣常蔭（生没年不詳）承和十五年（八四八）正月七日に従五位下となり、本日条に至る。

㉘従五位下橘朝臣真直（八一六―五二）氏公（仁明外叔父）の三

男。唱歌をよくし、仁明に憐しみ愛しまれた。承和初頭に内舎人・左馬大允を経て、承和七年（八四〇）正月七日従五位下に叙爵。以降は、同八年（日付不詳）肥後介、同九年七月二十六日筑後権介と地方官を勤めた。同十二年中務少輔に遷ると、右兵衛佐・右近衛少将と京官を勤める。同十五年以降は、右近衛少将のまま地方官を歴任し、本年正月に正五位下となり、本日条に至る。三十五歳。『職事』には、仁明天皇の項に「左兵衛佐従五位下橘真直。嘉祥二年二月補」、文徳天皇の項に「左近少将従五位下橘真直。仁寿元年十二月五日補（先朝頭）。同三年六月依病辞」とあり、藏人頭だったこと、本日条以降も京官を本官としながら地方官を兼務していたことがわかる。なお真直は、仁寿二年（八五二）に卒しているため、『職事』の「同三年六月依病辞」は二年の誤記か。

㉙従五位下坂上大宿禰貞守（八〇五―七六）鷹主の子。承和十四年（八四七）正月七日に従五位下となり、本日条に至る。四十六歳。

㉚従五位下小野朝臣千株 三月乙巳（二十七日）条注釈③参照。

㉛従五位下源朝臣興（八二八―七二）常の子。承和十二年（八四五）正月七日に従五位下、同十三年正月十三日に侍従となり、本日条に至る。二十三歳。

㉜従五位上藤原朝臣良仁（八一九―六〇）冬嗣の七男。承和十三年（八四六）正月七日に従五位下となる。嘉祥二年（八四九）二月二十七日に春宮亮、同年十一月二十五日に従五位上となり、本

日条に至る。三十二歳。

③大宰帥三品葛井親王（八〇〇—一五〇）初見は延暦二十四年（八〇五）八月丁酉朔紀で、その時に山城国相楽郡白田十三町を賜っている。その後の経歴は本日条の通りであるが、弘仁十年（八一九）の四品、及び兵部卿の任命、天長三年（八二六）の上野太守の任命については本日条にしかみえない。なお、常陸太守については承和元年（八三二）に一度任命されており（正月癸亥（十二日）紀）、七年は再任である（正月丁未（三十日）紀）。

③桓武天皇第十二子なり 桓武の皇妃及び寵を受けた者は、皇后藤原乙牟漏を初めとし、少なくとも二十七名、子は三十五名を数える。

③大納言贈正二位坂上大宿禰田村麻呂（七五八—八一二）延暦四年（七八五）安殿親王（平城）の立太子に際して正六位下から五位下となる（十一月丁巳（二十五日）紀）。田村麻呂は同十六年に征夷大將軍に任命され（十一月丙戌（五日）紀）、蝦夷征討に貢献したことで有名である。同二十年には征討の褒賞として、従四位上から従三位に叙され（十一月乙丑（七日）紀）、同二十一年に阿弓利為・母礼を伴って帰洛した（四月庚子（十五日）・七月甲子（十日）紀）。以後、参議・中納言を経て、大同四年（八〇九）正三位（三月乙亥（三十日）紀）、同五年大納言となる。弘仁二年（八一二）五十四歳の時に粟田別業において薨去。従二位が贈られた（五月丙辰（二十三日）紀）。この射礼における逸話は薨去した年の正月のことと考えられる。

③従四位下春子（生没年不詳）坂上田村麻呂の娘。延暦二十三年

（八〇四）七月己卯（七日）紀に「授無位明□女王従五位上、従五位上紀朝臣内子・川上朝臣真奴・百濟王惠信・藤原朝臣川子・紀朝臣殿子正五位上、無位藤原朝臣上子・橘朝臣御井子・紀朝臣乙魚・坂上大宿禰春子従五位上」とみえ、無位から従五位上に叙されている。同じく名前のみえる藤原川子・橘御井子・紀乙魚等も桓武の皇妃である。子には他に春日内親王がいた（『紹運録』）。

③七年六歳、勅して帯剣を賜う いわゆる勅授帯剣。武官でない者に對し、勅をもって帯剣を許すことで、桓武より始まったとされる。早い例は、延暦六年（七八七）五月己丑（六日）紀にみえる「有勅。令皇太子帶劍。于時太子未加元服矣」で、当時、桓武の皇太子であった十四歳の安殿親王が帯剣を許されている。次にみえるのが同十五年正月癸卯（十日）紀の「令伊予親王帶劍」である。伊予親王は桓武第三子で、生年は不明であるが、同十一年に元服しており、帯剣を許された時には十歳を超えていたものと思われる。次いで大同元年（八〇六）の葛井親王の例である。記載は本日条にしかみえないが、前述の二例からすると、六歳での勅授帯剣は特筆するほど早いものであったのであろう。なお、葛井親王以後の親王の帯剣の例は、本年十月丁未（三日）条に「勅賜忠良親王帶劍」とみえる。忠良親王は嵯峨第四子で、当時三十二歳であった。

③天長三年、上野太守となり 太守は、親王任国制による上総・常陸・上野国の長官を指す。この制は、まさに天長三年（八二六）に清原夏野の奏上により施行されたものである（『類三』五、九月六日付太政官符）。葛井親王の上野太守任命の記事は本日条に

しかみえないため、詳細な日付まではわからないが、太守任命の早い例といえる。

③9 親王頗る射芸を善くす 承和二年(八三五) 正月己巳(二十三日) 紀に「天皇御射場。常陸太守葛井親王・右大臣清原真人夏野等侍焉」とあるのも、葛井親王が射芸を得意としたことによるものであろう。

④0 嘗て嵯峨天皇豊楽院に御し以て射礼を觀る 射礼は、正月十七日に行われる年中行事で、親王以下五位以上と、左右近衛・兵衛・衛門府の官人が弓を射る行事。当日は平安宮内の饗宴を行う施設である豊楽院に天皇が出御。平安中期以降は建礼門前で行われるようになった。

④1 朝廷旧典に因循して、監喪使等を遣わす 監喪使とは、親王等の葬儀を監督させるために朝廷から派遣された使者。『統紀』等には「遣使監護喪事」と散見する。一方で、桓武第三子葛原親王などのように、監喪を辞退する例もみられる(仁寿三年(八五三)六月癸亥(四日)条)。

④2 親王子二十余人有り 葛井親王の妻には、嵯峨第十二皇女斉子内親王がいた。(仁寿三年(八五三)五月乙巳(十六日)条)。またその子に、棟氏王(貞觀五年(八六三)正月二十二日紀)・基兄王(元慶五年(八八一)十一月二十二日紀)などがいたことが知られる。

④3 是の日、公卿僉議して… 五月丙戌(九日)条に、「屈請百僧、修先皇七七日御齋会」とみえる。御齋会司の六国史での初見は、延暦九年(七九〇)正月癸亥(二十六日)紀の「以從二位藤原朝

臣繼繩(中略)為周忌御齋会司。六位已下官九人」で、続いて大同元年(八〇六)七月壬辰朔紀の「北陸道觀察使右大弁從四位上秋篠朝臣安人為周忌御齋会司」。御齋会の初見はやや遑つて、宝龜四年(七七三)七月庚子(二十七日)紀の「賜供奉周忌御齋会尼及女孺二百六十九人、雜色人一千卅九人物各有差」である。行事の源弘・滋野貞主・伴善男・源生・興世書主と、供僧司の清原長田は、三月庚子(二十二日)条の縁葬諸司に既出で、このうち滋野貞主は後次第司長官、清原長田は装束司、他の四人は山作司としてみえる(注釈②④⑤⑥⑬⑳参照)。

④4 參議右大弁從四位上藤原朝臣良相(八一三―六七)贈太政大臣正一位冬嗣の第五子。母は藤原美都子。文徳母の順子・右大臣良房の同母弟。若くして大学に学び、承和元年(八三四)藏人となり、同五年正月丙寅(七日)白馬叙位で正六位上から從五位下。同八年十一月丙辰(二十日)朔旦叙位で從五位上に叙された。同九年七月乙卯(二十三日)には承和の変に際して勅使左近衛少将として近衛を率い、皇太子(恒貞)の直曹を包圍している。同十三年正月己酉(七日)正五位下から從四位下に叙され、同十五年正月辛未(十日)に參議となった。時に左近衛中将、從四位下。嘉祥二年(八四九)九月丙子(二十六日)右大弁を兼ね、本年正月丙戌(七日)從四位上となり本日条に至る。三十八歳。西三条大臣と号し、近年その西三条邸跡の発掘調査が進んでいる。

④5 從五位上橘朝臣海雄(生没年不詳)彈正大弼長谷麻呂(奈良麻呂の孫で嶋田麻呂の子)の子。承和八年(八四一)二月丁未(六日)民部少輔となる。時に從五位下。同年四月乙巳(五日)右衛

門権佐。同九年六月丁卯（四日）には、左京采女町西北地四分之一を賜っている。同年七月丁巳（二十五日）刑部少輔、八月壬申（十一日）兵部少輔、翌十年三月辛卯（二日）彈正少弼、同十四年二月丁丑（十一日）左少弁、嘉祥二年（八四九）正月戊辰（十三日）右少弁となる。同年五月乙丑（二日）には渤海使の帰国にあたり、参議小野篁や少納言・左少史・少内記らとともに鴻臚館に遣わされ、勅書と太政官牒を賜っている。本年正月丙戌（七日）従五位上となり、本日条に至る。

④6 散位従五位下藤原朝臣菅雄（生没年不詳）式家種継の孫、山人の子。母は菅野真道の娘（菅雄の名は外家の氏によるか）。阿衡事件で有名な佐世の父。承和十一年（八四四）正月庚寅（七日）正六位上から従五位下となり、本日条に至る。本年三月乙未（十七日）に、仁明崩御に際しての固関使として、美濃使となっている。また、天安二年（八五八）文徳崩御では同じく伊勢使となっている。

④7 図書頭従五位下橋朝臣高成（生没年不詳）諸兄の弟佐為の玄孫。図書頭枝主の子。承和十一年（八四四）正月庚寅（七日）に正六位上から従五位下、同十五年二月甲辰（十四日）に図書頭となり、本日条に至る。和泉式部の夫道貞の高祖父に当たる。

④8 左衛門佐従五位下紀朝臣道茂（生没年不詳）世系不詳。承和十二年（八四五）正月甲寅（七日）正六位上から従五位下に、二月甲辰（二十七日）左衛門佐となり、嘉祥二年（八四九）正月戊辰（十三日）に但馬守を兼ねて、本日条に至る。

④9 造仏司 七七日である五月丙戌（九日）紀に、「新造地蔵菩薩像

一軀」とあって、地蔵菩薩像を造ったことがわかる。

⑤0 左京大夫従四位上正行王（生没年不詳）三月乙巳（二十七日）条注釈⑩参照。

⑤1 雅楽頭従五位下藤原朝臣貞敏（八〇七—六七）刑部卿従三位継彦（京家浜成の子）の第六子。幼いころから音楽を耽愛し、鼓琴を学び、特に琵琶を弾くのが得意だった。承和二年（八三五）に美作掾となり遣唐使准判官を兼ねた。時に従六位下。同五年唐に渡り、揚州で琵琶の名人廉承武から『流泉』『啄木』『楊真操』などの秘曲を伝授される。翌年、玄象・青山という琵琶の名器を携えて帰国、朝廷に献上し、また『賀殿』の曲も琵琶譜で持ち帰る。同年十月己酉朔の孟冬旬において琵琶を弾いた。同八年に雅楽助、同九年正月壬寅（七日）正六位上から従五位下、同十四年二月丁丑（十一日）雅楽頭となり、本日条に至る。四十四歳。奈良時代以来用いられていた琵琶の記譜法と調絃を日本的に修正して貢献し、琵琶の祖といわれる。伝授された『琵琶譜調子品』一卷が現存する。

⑤2 侍従従五位下橋朝臣信蔭 注釈⑳参照。以上二人は、仁寿元年（八五一）二月丙辰（十三日）紀の「定先皇御忌齋会行事司」でも莊嚴堂舎司となっている。

⑤3 莊嚴堂司 今回は具体的には、七七日である五月丙戌（九日）紀に、「莊嚴清涼殿。安置金光明経・地蔵経各一部、及新造地蔵菩薩像一軀。屈請百僧、修先皇七七日御齋会」とあるように、清涼殿に金光明経・地蔵経各一部と、新造の地蔵菩薩像一軀を置かれた。なお、清涼殿は仁寿元年（八五一）二月丙辰（十三日）

紀に、「是日、移清凉殿、為嘉祥寺堂。此殿者先皇之謚寝也。今上不忍御之。故捨為仏堂」とあるように、嘉祥寺の仏堂となったので、地藏菩薩像も嘉祥寺に移ったのであろう。『延喜式』大蔵省に「三月十月両度地藏悔過布施料」とみえ、そのほか大膳下・大炊・主殿・造酒にも嘉祥寺地藏悔過料として諸供物が定められている。

⑤④ 治部大輔従五位上坂上大宿禰正野（生没年不詳）大納言田村麻呂の五男。天長五年（八二八）正月甲子（七日）藤原良房・安倍安仁らとともに正六位上から従五位下に、承和十一年（八四四）正月庚寅（七日）従五位上、十四年（十一日）宮内大輔、翌十五年二月甲辰（十四日）治部大輔となり、本日条に至る。五月庚辰（三日）の六七日御齋会では、東大寺使になっている。

⑤⑤ 散位従五位上丹墀真人門成（？―八五三）従五位下内蔵助兼右衛士佐豊長の子。天長十年（八三三）四月丁亥（二十五日）一族とともに多治比から丹墀に改姓した。承和九年（八四二）正月壬寅（七日）従五位上となり、本日条に至る。娘の池子は、淳和皇女の同子内親王の母である。なお、一族は貞観八年（八六六）に更に多治姓に改めた。

⑤⑥ 供僧司 法会などにおいて僧たちを接待する役。仁寿元年（八五二）二月丙辰（十三日）紀の「定先皇御忌斎会行事司」では、「弁備僧供司」とある。

（中村・林原・木本・告井）

● 四月庚戌（三日）

【書き下し】

庚戌^{⑤③}。①公卿重ねて上啓して曰く、臣等先んじて已に上啓し、具に勸進の誠を陳ぶ。②而るに殿下至孝を性となし、情を割くを忍ばず。久しく万機を曠しくし、数月を経引す。③礼制に云うと雖も、亦た権時有り。請うらくは吉辰を択び、早く其の位を正し、以て兆人の望みに順い、以て万国の基を固めんことを、と。令して曰く、卿等上啓し、驟中誠を輸す。事は遺詔に縁り、義は権奪に帰す。今や已むを獲ず、俯きて来啓に依れ、と。

【現代語訳】

三日。公卿が重ねて上啓して言うには、「私たちはすでに上啓し、即位を請うことの誠意を詳細に述べた。しかし（皇太子は）この上ない孝行心を持ち、情を割くことをやめない。これにより長く政治をおろそかにしたまま、数ヶ月が過ぎてしまった。礼制にそのようにあるといっても、臨機応変にすべき時も有る。出来れば、吉日を択び、早く皇位に即き、それによって万民の望みを承け、国の土台を固めていただきたい」と。（皇太子が）答えて言うには、「卿等の上啓は、いつも誠に適ったものである。即位の事は先帝の遺詔に縁っており、臨機に除服するのが道理である。今ややむを得ないことであるので、謹んで卿等の啓に従うこととする」と。

【注釈】

①公卿重ねて上啓して曰く… 四月己酉（二日）条に、先の上啓を

載せる。

② 而るに殿下至孝を性となし：同じく先の上啓に「不忍割情以就礼」とあり、父仁崩御の悲しみに情を割き、礼に従ってやまな
いことを述べている。

③ 礼制 礼は六経（五經）の一つ。礼法・礼式の制度で、特に『儀礼』『周礼』『礼記』の三礼をいう。
(中村)

● 四月辛亥（四日）

【書き下し】

辛亥。① 凶服を除かんとするに、先ず大中臣の氏人を五畿内七道諸国に遣わし、以て大祓を修せしむ。

【現代語訳】

四日。除服をおこなうため、まず大中臣氏の氏人を五畿内七道諸国に遣わし、大祓をおこなわせた。

【注釈】

① 凶服を除かんとするに：大同元年（八〇六）八月庚午（十日）

紀に、「先是中臣忌部両氏各有相訴。中臣氏云。忌部者、本造幣帛、不申祝詞。然則不可以忌部氏為幣帛使。忌部氏云。奉幣祈禱、是忌部之職也。然則以忌部氏為幣帛使、以中臣氏可預祓使。彼此相論、各有所拠。是日勅命。拠日本書紀、（中略）相与致祈禱者。然則至祈禱事。中臣忌部並可相預。又神祇令云。其祈年月次祭者、

中臣宣祝詞、忌部班幣帛。踐祚之日、中臣奏天神寿詞、忌部上神璽鏡劍。六月・十二月晦日大祓者、中臣上御祓麻、東西文部上祓刀、讀祓詞。訖、中臣宣祓詞。常祀之外、須下向諸社供幣帛者。皆取五位以上卜食者充之。宜下常祀之外、奉幣之使、取用両氏、

必当中相半上。自余之事、專依令条」とあり、中臣氏と忌部氏の職掌の棲み分けを争論している。これによると、総じて祝詞・寿詞を宣することは中臣氏の職掌とされており、大祓についても、本日条の解除に際しての大祓と六月・十二月晦日の常の大祓とは事情が異なるものの、やはり中臣氏が祓詞を宣るとされている（なお『延喜式』神祇一では「右晦日申時以前、親王以下百官会集朱雀門、卜部讀祝詞、〈事見儀式〉」とあるが、『貞觀儀式』には「訖中臣趨就座讀祝詞」とあり、『延喜式』の記述は卜部氏の改竄と目されている）。そのため本日条でも、五畿内七道諸国にて大祓を修するにあたり、大中臣氏（中臣氏を含むものと推察する）が遣わされた。
(中村)

● 四月壬子（五日）

【書き下し】

壬子。① 使を七ヶ寺に遣わし、二七日の御齋会を修せしむ。寺ごとくに公卿・大夫並びに内舍人・内豎等兩人なり。

【現代語訳】

五日。使を七ヶ寺に遣わし、仁明の二七日の御齋会をおこなわせた。

寺ごとに公卿・大夫並びに内舍人・内豎ら二人ずつを遣わした。

【注釈】

①使を七ヶ寺に遣わし： 初七日に際して使の遣わされた「近陵七ヶ寺」に同じか。三月乙巳（二十七日）条注釈②参照。

（中村）

●四月癸丑（六日）

【書き下し】

癸丑^ひ。地震る。①帝公除、百官吉服す。朱雀門前に於いて大祓す。

②魚虎鳥有り。東宮の樹間を飛び鳴く。何を以てかこれを書かん。異を記すなり。

【現代語訳】

六日。地震があった。天皇は除服し、百官は吉服を着した。朱雀門の前にて大祓をおこなった。この日、カワセミが東宮に植わる樹と樹の間を鳴きながら飛んで行った。どうしてこれを記したのかという、怪異だからである。

【注釈】

①帝公除： 淳和の崩御に際しては、承和八年（八四一）五月丙申（二十七日）紀に「会諸司於朱雀門大祓。為除後太上^{（尊前）}天皇之服也」、嵯峨の崩御に際しては、同十年七月丙辰（三十日）紀に「公卿率百官、祓于朱雀門。始就吉礼也」とあり、また文徳崩御に際して

も、天安二年（八五八）九月甲戌（十六日）紀に「今上公除、百官吉服。仍大祓於朱雀門前」とあって、いずれも朱雀門にて大祓がおこなわれている。吉服は日常の装いのこと。

②魚虎鳥 カワセミは、その色彩から「翡翠」、音から「川蟬」といった字を充てることが多いが、水中に飛び入り巧みに魚を捉える様子から「魚狗」「水狗」「魚虎」「魚師」といった字が充てられることもある。

（中村）

●四月乙卯（八日）

【書き下し】

乙卯^ひ。①大いに雷雨り、諸衛警陣す。陣頭の侍従及び衛士以上に禄を賜うこと、各差有り。

【現代語訳】

八日。大いに雷雨となったため、諸衛に警固させた。陣頭の侍従と警護に当たった衛士以上の者達に、身分に応じて禄を与えた。

【注釈】

①大いに雷雨り： いわゆる雷鳴陣。雷雨の際には近衛大将以下が清涼殿の孫廂などに伺候して弦打などをおこなった。雷雨により宮城を警固させる例については、貞観十七年（八七五）四月十八日紀「雷電大雨。諸衛陣於殿前」や、元慶二年（八七八）七月朔紀「是日立秋。早旦、雷声隠々。至末一尅、忽発一声。其勢非常、

諸衛警陣殿前」など、複数みられる。

(中村)

●四月戊午(十一日)

【書き下し】

戊午^{十一}。帝雅院より中殿に移御す。勅すらく、①中納言従三位源朝臣定に帯剣を賜う、と。先皇これを賜うに、今旧に依つて、これを賜う。

【現代語訳】

十一日。天皇が東宮雅院より清涼殿に移られた。勅するに、「中納言従三位源朝臣定に帯剣を許す」と。仁明が与えていたため、今それに基つき、これを与えた。

①中納言従三位源朝臣定 三月庚子(二十二日)条注釈⑫参照。

(中村)

●四月己未(十二日)

【書き下し】

己未^{十二}。①使を七ヶ仏寺に遣わし、三七日の御齋会を修せしむ。前日の儀の如し。

【現代語訳】

十二日。使を七ヶ寺に遣わし、三七日の御齋会をおこなわせた。二七日の儀と同じようにおこなった。

【注釈】

①使を七ヶ仏寺に遣わし：初七日に際して使の遣わされた「近陵七ヶ寺」に同じか。三月乙巳(二十七日)条注釈②参照。

(林原)

●四月辛酉(十四日)

【書き下し】

辛酉^{十四}。①左近衛将曹栗田真持をして深草陵に遣わし、樹木を列栽し、間つるに一丈を以てし、相襲ぎて行を成さしむ。

【現代語訳】

十四日。左近衛将曹栗田真持を深草陵に遣わし、一丈の間隔で列をつくるように植樹させ、それを重ねて行とした。

【注釈】

①左近衛将曹栗田真持を深草陵に遣わし：栗田真持は不詳。深草陵は三月癸卯(二十五日)条注釈①参照。一丈は約三・〇三メートル。

(林原)

●四月壬戌（十五日）

【書き下し】

壬戌^{十五}。地震る。①飛驒国の講師伝灯満位僧徳厳上奏すらく、諸国国分二寺、②安居修行して、国のために誓念す。而るに此の国旧來此の法を修せず。これを仏理に論ずるに、闕如たりと謂うべし。請うらくは諸国に准え、毎年薰修せんことを、と。これを許す。

【現代語訳】

十五日。地震があった。飛驒国の講師伝灯満位僧徳厳が申し上げるに、「諸国の国分寺・国分尼寺は、安居修行して、国のために誓念している。しかし飛驒国では昔から安居修行をしていない。これは仏教の論理からすると、欠如しているといふべきである。諸国と同じように、安居修行を毎年行うようにしたい」と。これを許可した。

【注釈】

①飛驒国の講師伝灯満位僧徳厳 徳厳は不詳。講師とは、諸国の国分寺に置かれた僧官で、僧尼を指導し、経論を講説する者。延暦十四年（七九五）に国師から改称された。伝灯満位は、僧位九階の第三位。俗人の五位に相当する。飛驒国分寺は現在の岐阜県高山市総和町にある。開基を行基とし、天平十八年（七四六）に創建された。

②安居 梵語バールシカ（vāṭika）の訳。雨期という意。インドでは雨期に比丘は一定の場所に集合して飲食寝具の供養を受け、遊行中の罪を懺悔し仏の教誡を互いに研鑽修行し合った。雨安居・

夏安居・夏籠ともいう。日本での初見は、天武十二年（六八三）

是夏紀の「始請僧尼、安居于宮中。因簡淨行者三十人出家」であり、宮中でおこなったものである。『延喜式』玄蕃寮には、「凡十五大寺安居者、寺別請講師、読師、及法用僧三口。（中略）但講師者、寮允以上相共簡定、普請諸宗、三月下旬牒送治部、治部申官。四月上旬、請之。並起四月十五日尽七月十五日、分経講説」と定められている。

（林原）

●四月癸亥（十六日）

【書き下し】

癸亥^{十六}。①権中納言橘朝臣岑継を遣わし、深草山陵へ告ぐるに、即位の由を以てす。其の②策文に曰く、掛畏^{かけまくもかしこ}き天皇朝廷に、恐み恐みも申し賜く、遣したまへる詔の随に、天日嗣^{あまひつぎ}に仕え奉べき状を、公卿等^{まことのみならずしはばすめもの}屢勸請して、日月も近く、心神も哀しみ迷いに依て、堪えざることの状再び三ひ懼まり辞めども、御命^{おわたまひ}の旨と言して固勸強れば、己が志には従うことを得ず。故れ是を以て、大御坐^{おほみましどろ}処を掃い潔め侍りて、天之日嗣^{あまつひつぎ}を戴き荷ち、守り供え奉るべき事を、恐み恐みも申し賜く、と奏す。又申さく、掛畏^{かけまくもかしこ}き天皇朝廷の矜み賜わむ厚き慈しみを蒙り戴きて、天之日嗣^{あまつひつぎ}の政は平けく、天地日月と共に、守り仕え奉るべしと思し食す事を、恐み恐みも申し賜く、と奏す。

【現代語訳】

十六日。権中納言橘朝臣岑継を遣わし、仁明の深草山陵に文徳の即

位について奉告した。その宣命に言うには、『畏れ多くも先帝（仁明）に謹んで申し上げる。遺詔のままに即位するべき旨を公卿らにしばしば勧めてきた。しかし私は先帝の崩御から時間も近く、心や魂の哀しみや迷いによって、即位するに堪えないと再三畏まって固辞してきたが、公卿らが先帝の言葉と申して強く勧めてきたので、自分の意志を通すことができなかつた。そこで、深草山陵を清め、皇位を継いで守ることを、謹んで申し上げます』と奏する。また申して、『畏れ多くも先帝の慈しみをうけた天下の政事が、平穩で、天地日月と共にいつまでも続くように守っていきたいと思っっていることを謹んで申し上げます』と奏する』と。

【注釈】

① 権中納言橘朝臣岑繼 三月庚子（二十二日）条注釈③の峯繼を参照。

② 策文 立太子、山陵への奉告、僧綱や郡司の任命などに際して出された宣命。策・策命ともいう。それらを策文と称した例は、本日条を初見として以降『文実』『三実』に散見する。

（林原）